

意見発表者4(会場①千葉県香取市)

意見の概要

予断なき検証という名分には程遠い中身の検討報告(案)について以下のよう
な点を指摘したい。

【洪水調節の施策】利根川流域の治水の基礎となる河川整備計画が策定されて
いないため、国交省は「整備計画相当の目標流量」なるタームを恣意的に駆使
してダムの有効性を強調した。公正な議論の場でこれを行わなかったのは河川
法の求める理念と規定に反している。

【新規利水の施策】利水予定者の水需給計画の見直しは必須の要件であったは
ずにもかかわらず、各利水予定者が需給計画の見直しを行った形跡はない。そ
の前提に立てば“代替案はあり得ない”はずにもかかわらず、嘸然とするよう
な代替案を提示した検討報告書の意義に疑問を表明せざるを得ない。

【目的別の総合評価】洪水調節、新規利水および流水機能の維持について対策
案を抽出、対応した複数の評価軸にそって評価がなされた。検証要領細目によ

って評価の最大眼目は“維持管理費も含めた上で建設コストを最重視”すると
した。評価項目の個別中身は膨大なもので短期間の検証作業ではダム案に比し
て劣位の判定はむしろ当然。予断なき検証の本来の姿は、対策案としてゼロ・
オプション(ダム建設を行わない)を含むべきであった。その前提として「整
備計画相当の目標流量」、「利水予定者の水需給計画」の予断なき検証も行われ
るべきであった。

【費用対効果の検討】2010年10月、会計検査院がダム建設の費用対効果につい
て問題点を指摘した。今回の検証はその指摘に適正に対応したものであったの
か、質問を兼ねて提起しておきたい。

【総括的な意見】①検討書作成過程で国交省河川局長から日本学会議会議長宛
てに「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的評価について」依頼が
あり(2011年1月)、その結果は公表された(2011年9月)。その経過のなかで、
学会議は河川管理の指標となる流量推定の不確実性に触れ、より合理的な河
川計画の手法確立、情報の共有、合意形成を図るための計画形成を要請してい
る。その事実に十分な留意をお願いする。②八ツ場ダムが建設されたとしても利
根川の河川整備基本方針(2006)による限り、さらに追加のダム建設を想定し
なければならないことを知った。これ以上のダム建設が事実上構想できないの
であるならば、河川環境の実態に即した河川整備の基本方針について関係諸団
体・機関・流域住民との議論を行うことを要請する。③ダム建設が止まっても
環境破壊の爪痕を記した自然が残る。地域にとどまっている住民の皆さんの生
活基盤再建のために、検討中の支援法案と併せて、「利根川・荒川水源地域対策
基金」が使われることを求めたい。

このような公共事業が再度繰り返されないことを切に願う。